

これからの船員保険の事業方針について(案)

【外的環境の変化】

- 急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少によって、あらゆる産業において働き手不足への対策が急務である中、我が国の船員については、近年、有効求人倍率が大きく上昇するなど、その不足がより深刻化している。
- 2025(令和7)年5月には、深刻化する船員不足に対応し将来にわたって安定的に船員を確保していくための環境整備等を行うため、船員法等の一部を改正する法律が公布された。
- こうした中、保険者として船員の健康づくりを推進し職場環境の向上に寄与することを通じて、人材確保を側面から後押ししていくことの重要性はますます高くなっており、引き続き、関係省庁、関係団体等と連携し、船員の健康増進に向けた各種施策をさらに強力に進めていく必要がある。

【内的環境の変化】

- 6年計画である第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画について、3年度目の計画に着実に取り組むとともに、中間評価を行い、残り3年の計画の策定、見直しを行う。
- 若年層を対象とした節目健診を創設するなど健診事業の一層の充実を図る。
- 2026(令和8)年1月に船員保険システムを刷新する。

【今後の事業方針】

- 今後、船員の健康づくりを推進する観点での事業の検討を重点的に実施していく。取組の柱である「船員の健康づくり宣言」事業を船舶所有者、健康づくりサポーターと連携し推進するとともに、健診・特定保健指導などの保健事業、無線医療助言事業・保養事業などの福祉事業を着実に実施し、多角的に船員の健康づくりに取り組む。
- 広報については、船員の特殊性を考慮し様々な広報媒体や手法を組み合わせ効果的な広報を実施する。
- また、新たなシステムを安定稼働させ、正確かつ迅速な業務の実施等を通じて加入者サービスの向上やDXの推進、保険者としての基盤的業務の強化等を図る。

2026(令和8)年度の船員保険事業計画・予算(案)は、これらを基本的な方針として検討していく。